

大阪府監査委員告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府公安委員会から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成24年8月8日

大阪府監査委員	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	清水	涼子
同	和田	秋夫
同	三田	勝久

1 委員意見に対する措置

（免許関係事務及び講習に係る委託契約について）

監査対象機関名	警察本部（交通部運転免許課、交通総務課）	
監査実施年月日	平成22年5月28日から同年8月20日まで	
	監査の結果	措置の状況
	運転免許等に係る事務及び講習の委託のうち、7業務（委託金額年間約12億円）については(財)大阪府交通安全協会に随意契約で委託している。 免許関係事務及び講習の委託については、平成17年に国（警察庁）から「一般競争入札を行うことが望ましい」との方針が示されており、既に一部の道県では一般競争入札を実施している。府としても、競争性を確保するとともに契約の透明性を高めるため、早急に検討を進め、可能なものから順次、一般競争入札を行うこととされたい。	本件については、大阪府警察本部において、運転免許等に係る事務及び講習の委託7業務のすべてを、競争性の確保及び契約の透明性を高めるため、平成23年度中に一般競争入札を実施しました。

（運転免許試験場における行政財産使用許可等について）

監査対象機関名	警察本部（交通部運転免許課、総務部施設課）	
監査実施年月日	平成22年5月28日から同年8月20日まで	
	監査の結果	措置の状況

<p>運転免許試験場の食堂及び自動販売機の一部は、現在、公募を行うことなく使用許可されているが、既に公募された自動販売機と使用料に不均衡が生じている。これらは猶予期間において平成25年4月から公募することとしているが、より早期に公募を実施することとしているが、より早期に公募を実施するよう検討されたい。また、現在のところ公募の予定がない売店、写真室についても公募による許可申請者選定を検討されたい。</p> <p>さらに、来所者利用施設全般のあり方について、利用者利便性の向上、府有財産の有効活用による収入確保の観点に留意しつつ検討を行うこととされたい。</p> <p>証紙販売や技能試験使用車両については、府が直接執行する場合とのコスト検証を行う等、最も経済的、効率的な業務実施方法について検討されたい。</p>	<p>公募を行うことなく使用許可していた13台の自動販売機については、公募を実施し、不均衡を是正しました。</p> <p>証紙販売及び技能試験車両についてはコスト等を検討した結果、経済的かつ効率的であるため現状維持としました。</p>
---	---

(電子申請サービスのあり方について)

監査対象機関名	警察本部 (警務部警務課)	
監査実施年月日	平成22年5月28日から同年8月20日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>府警が運用している電子申請・届出サービス(6手続)は利用件数当たりの運用コストが高い状況にある。特に「安全運転管理者等の届出」は別途の機器賃借(年間費用約1,646万円)を行って実施しているにもかかわらず利用がほとんどない状況である。よって、電子申請・届出サービスのあり方について、コスト削減やサービス廃止も含めた検討を行うこととされたい。</p> <p>なお、今後、新規に電子申請手続の導入を検討する場合には、追加で発生する費用や労力負担を見極めるとともに、他府県の状況も参考にしながら可能な限り正確な利用見込みを算定するなど、経済性・効率性・有効性の観点に留意しつつ慎重に検討を行うこととされたい。</p>	<p>電子申請・届出サービスについては、利用率向上のため、大阪府警察本部において、広報活動を行ってきたところであり、今後も引き続き積極的な広報等に取り組んでいきます。</p> <p>しかし、こうした取組みにもかかわらず「安全運転管理者等の届出」にあっては、低調な利用状況に改善の兆しがみられないことから、現契約の満了(平成24年2月29日)をもって廃止といたしました。</p> <p>その他運用中の職員採用に係る手続については、当サービスの利用率が増加傾向にあり、特に警察官等の職員採用については採用者数も多く、優秀な人材を採用するためには、幅広い申込手続方法の提供が必要であると考えことから、今後も引き続き同サービスを運用して</p>	

	<p>いくこととします。</p> <p>また、電子申請・届出サービスへの申込手続の一元化については、現在の利用率等から勘案すると未だ普及途上にあると思料され、現状で一元化を実施すると申込者数が減少する等の影響が懸念されることから、利用率等の状況を斟酌しながら今後、総合的に検討を行うこととします。併せて機器等に係る賃借契約更新の際においては、仕様の見直しや、再リース等により、低廉な機器の選定を行い、可能な限りのコスト縮減に努めていきます。</p> <p>なお、新たな電子申請手続の導入を検討する際には、予想される利用者数、導入に伴う新たに発生する費用、事務効率等について、より一層厳正な審査を行うこととします。</p>
--	--

(交通信号機等損傷復旧費の債権管理等について)

監査対象機関名	警察本部（総務部会計課、交通部交通規制課） 10警察署（南、浪速、東成、吹田、八尾、枚方、西堺、泉大津、和泉、泉佐野）	
監査実施年月日	平成22年11月1日から平成23年2月7日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>交通信号機等損傷復旧費について、消滅時効の期間を10年と誤認していたこと等により、訴訟手続に向けた検討等が行われなまま消滅時効の期間（3年間）が経過しているものが6債権、4,195,700円存在していた。本件については可能な限り債権回収に努めるとともに、今後、このようなことが生じないよう、各警察署の債権管理事務に係る指針等を早急に作成し、適正な債権管理を行うこととされたい。</p> <p>また、本件債権については、各警察署が監査に当たり提出する監査資料において、1警察署を除く9警察署では収入未済や不納欠損について記載せず、収入済の債権のみが記載されており、債権の状況が正確に認識できていなかった。今後は債権の管理状況について正確な内容の監査資料を作成することとされたい。</p>	<p>本件については、大阪府警察本部において、各警察署の監査資料は今後正確に作成することとします。</p>

(放置違反金の債権管理について)

監査対象機関名	警察本部（交通部駐車対策課）	
監査実施年月日	平成23年6月7日から同年8月10日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>放置違反金の収入未済は年々増加しており、約21万7千件、約29億1,796万円（平成22年度末）と大きな金額となっている。</p> <p>放置違反金は駐車違反に対する行政制裁金であり、法の厳格な執行、債務者間の公平性確保の観点から、生活困窮など真にやむを得ない事情があるものを除いて、徴収もれがあってはならないものである。府の収入確保のために、また同制度の存在意義や警察への信頼感を確保するためにも、重点的な取組を行う必要がある。</p> <p>(1) 放置違反金制度導入から5年が経過して、平成23年8月以降は時効完成する債権が出てくる。これらは、平成23年度は17,211件、約2億4,632万円、24年度は49,428件、約6億6,069万円にのぼる見込みであることから、計画的な債権管理を行い、取組を強化する必要がある。</p> <p>また、不納欠損となった債権の検証を行い、PDCA（計画・実行・評価・改善）の取組を通じて業務内容改善や体制整備を行うこととされたい。</p> <p>(2) 時効切迫債権以外の債権についても、滞納発生後の期間に応じた取組内容に係る方針を定め、それに基づく債権回収計画を策定し、取組を行うこととされたい。</p> <p>また、自主納付率の向上を図るために、「逃げ得を許さない」との姿勢で、差押えなど強制徴収の取組を行っていることの広報に努めることとされたい。</p>	<p>(1) 計画的な債権管理、取組の強化</p> <p>大阪府警察本部において、重要性の高い業務を重点的に実施するため、時効切迫事案、多数の滞納を抱える者に対して訪問徴収を実施するとともに、「差押予告状の再発送」という手法を取り入れて催促の強化を図っていきます。</p> <p>また、「標準工程表」を作成し、計画的な債権管理を実施します。</p> <p>(2) 債権回収計画の策定、取組</p> <p>大阪府警察本部において、「標準工程表」に沿って取組を進めていきます。</p>
	(新公会計制度について)	
監査対象機関名	警察本部（総務部会計課）	
監査実施年月日	平成23年6月7日から同年8月10日まで	

監査の結果	措置の状況
<p>府が全庁的に取組を進めている「新公会計制度」は、組織・事業の財務マネジメントの実践、財務情報の開示を進めることによる透明性の確保等の面で重要な取組であり、警察においても積極的に作成・活用を進めるべきものである。</p> <p>(1) しかしながら、府警が作成する「所属別」及び「事業別」の財務諸表の分類区分は、警察活動の実情を把握・分析し、財務マネジメント、情報開示、第三者による客観的な検証を行うためには十分なものとは言えないことから、より実態を表す作成区分となるよう検討を行うこととされたい。</p> <p>(2) 府警では、ほとんどの職員が、新公会計制度の事務に携わらないことから、同制度についての意識が希薄になることが懸念される。財務諸表の利活用方法を検討するとともに、研修等を実施し、利活用を進められたい。</p> <p>(3) 開始貸借対照表の作成に向けて、重要物品、リース資産、ソフトウェア等の資産の計上数値が現物や台帳と一致していることは重要な点であるので、照合事務を確実に実施されたい。</p>	<p>(財務諸表の利活用について)</p> <p>警察職員の新公会計制度に対する理解の深化と意識の醸成のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪府警察グループウェアへの教養資料の掲出 ○ 各所属内における資料による教養（研修）の実施 ○ 本部内で開催する各種研修時における新公会計制度の説明を行いました。 <p>引き続き、新公会計制度の理解の深化と意識醸成のための取組を進めていきます。</p> <p>(資産計上の照合について)</p> <p>開始貸借対照表に計上される重要物品、リース資産、ソフトウェアは、全件について現物確認を実施しました。</p>

2 指摘事項に対する措置

ア 財産関係

(行政財産の使用承認について)

監査対象機関名	貝塚警察署
監査実施年月日	平成24年2月23日
監査の結果	措置の状況
<p>交番敷地に設置されている信号機柱に道路管理者の案内標識が行政財産の使用承認を受けることなく設置されていた。</p>	<p>本件については、大阪府警察本部において、道路管理者に行政財産使用承認申請書を提出させ、使用承認書を交付しました。</p> <p>今後、行政財産使用承認事務については、関係規則に基づき適正に</p>

行うよう努めます。